

インターネット上のなりすましとアイデンティティ権**【文 献 種 別】** 判決／大阪地方裁判所**【裁判年月日】** 平成 28 年 2 月 8 日**【事 件 番 号】** 平成 27 年（ワ）第 10086 号**【事 件 名】** 発信者情報開示請求事件**【裁 判 結 果】** 棄却（控訴）**【参 照 法 令】** 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）4 条 1 項**【掲 載 誌】** 判時 2313 号 73 頁

LEX/DB 文献番号 25543323

事実の概要

X は、A 株式会社が運営する SNS「B」にアカウントを有し、これを使用している。平成 27 年 5 月 18 日、何者かが、Y が経由プロバイダーとして割り当てた IP アドレスでインターネットに接続した上、B に開設された掲示板に、X の氏名をもじった「C」というアカウント表示名で、プロフィール画像として X の顔写真を用い、「みなさん、わたしの顔どうですか？w」、「妄想ババアは 2 ちゃん坊を巻き込んでやるなよww ヒャッハー*(^o^)/＊あ～現場着くわ！またな、おばあちゃん」等の投稿をした。

なお、使用された写真は、X が 5 年ほど前に B に登録した際、自身のプロフィール画像として用いたものであった。

本件アカウント表示名は、遅くとも同年 6 月 23 日までには「C」から「D」に変更され、プロフィール画像も X の顔写真から漫画のキャラクターに変更された。なお、B において、アカウントの画像及び表示名は、アカウント保有者が随時変更でき、この変更は、少なくとも B 上では過去の投稿に遡って反映される。

プロバイダー責任制限法 4 条 1 項は、特定電気通信による情報の流通による権利侵害が明らかな場合、被侵害者は、開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求できる旨を規定するところ、X は、第三者が X になりすましてインターネット上の掲示板に投稿したことにより、アイデンティティ権、プライバシー権ないし肖像権を侵害され、又は、名誉を毀損されたとして、本件投稿をした者（以下「本件

発信者」という。）に対する損害賠償請求権の行使のため、本件発信者にインターネットサービスを提供した開示関係役務提供者 Y に対し、本件発信者の氏名又は名称、住所及び電子メールアドレスの開示を求めた。

判決の要旨**1 名誉毀損の成否**

「記載の内容及び本件掲示板の目的、内容等」に鑑み、「一般人の普通の注意と読み方を基準として、本件投稿により、原告の社会的評価が低下したと認めることはできない」。

2 プライバシー権及び肖像権侵害の成否

「プライバシー権とは、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由であるところ、本件アカウントのプロフィール画像として用いられた X の顔写真は（中略）X 自らが不特定多数の者が閲覧することを予定された SNS サイト上に公開したものであるから、これが用いられたことにより、X のプライバシー権が侵害されたと認めることはできない」。

「肖像権とは、みだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されないという人格的権利であるが（中略）X の顔写真は、X が自ら公開したものであるから、本件投稿により、X の肖像権が侵害されたと認めることもできない」。

3 アイデンティティ権侵害の成否**(1) アイデンティティ権の定義**

「他者との関係において人格的同一性を保持す

ることは人格的生存に不可欠である。名誉毀損、プライバシー権侵害及び肖像権侵害に当たらない類型のなりすまし行為が行われた場合であっても、例えば、なりすまし行為によって本人以外の別人格が構築され、そのような別人格の言動が本人の言動であると他者に受け止められるほどに通用性を持つことにより、なりすまされた者が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるほどに精神的苦痛を受けたような場合には、名誉やプライバシー権とは別に、『他者との関係において人格的同一性を保持する利益』という意味でのアイデンティティ権の侵害が問題となりうる。

(2) アイデンティティ権侵害の判断基準

「しかし、『他者との関係において人格的同一性を保持する利益』が認められるとしても、どのような場合であれば許容限度を超えた人格的同一性侵害となるかについて、現時点で明確な共通認識が形成されているとは言い難いことに加え、なりすまし行為の効果及び影響は、なりすまし行為の相手方となりすまされた者との関係、氏名、ハンドルネーム及びID等なりすまし行為で使用された個人を特定する名称、記号等の性質、顔写真の使用の有無及びなりすまし行為が行われた媒体等の性質等なりすまし行為の手段及び方法、なりすまし行為の具体的な内容などの諸要素によって異なることからすれば、どのような場合に損害賠償の対象となるような人格的同一性を害するなりすまし行為が行われたかを判断することは容易なことではなく、その判断は慎重であるべきである」。

「本件掲示板では、本件投稿がX本人ではない者によるものである可能性がなりすまし行為の直後に指摘され、遅くとも1か月余りうちにX本人を想起させる写真及びハンドルネームが本件掲示板から抹消されていると認めることができる。そうすると、仮に、前記のとおり人格権としてのアイデンティティ権の侵害として不法行為が成立する場合があり得るとしても、本件投稿について検討する限り、損害賠償対象となり得るような個人の人格的同一性を侵害するなりすまし行為が行われたと認めることはできない」。

4 発信者情報開示の可否

「本件投稿により原告の権利が侵害されたことが明らかであると認めることはできない」。

判例の解説

一 アイデンティティ権の意義

本判決は、本件事案の原告代理人である中澤祐一弁護士らが提唱する¹⁾「他者との関係において人格的同一性を保持する利益」という意味でのアイデンティティ権の侵害が不法行為となりうることを認めた初めての判決である。

中澤弁護士が論じるように、自己同一性を保持し、自我・自分を獲得することは、人格的生存の大前提であるところ、人間は社会の中で他者との関わりを持ち、その関わりの中で自己実現を図ってきたのであって、人格的生存にとっては、自分自身による自己認識という意味においての自己同一性だけでなく、「他者から見た自分」「他者に認識される自分」について、その同一性を保持することが不可欠である²⁾。

この人格的同一性の保持に係る利益に関し、最判平18・1・20（民集60巻1号137頁）は、氏名が「その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成する」として、「人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有する」との判断を示す。また、東京高判平14・9・12（判タ1114号187頁）は、商標法4条1項8号を踏まえ、自然人が「その人格権に基づき、正当な理由なく、その氏名、肖像を第三者に使用されない権利」を有することを議論の前提に置く。

しかし、他者から見た人格の同一性を保持する必要は、氏名や肖像という人格の一要素に限られるものではない。アイデンティティ権は、これらの権利を根源的に再定義するのである³⁾。

二 正当な理由の存否

以上にみるように、アイデンティティ権の発想は、従来の判例法理を深化させたものであり、既に十分な説得力を備えている。もっとも、個人を表象し特定する肖像の使用、氏名や名称、表示名、雅号、芸名、筆名やこれらの略称の様々な表記、属性への言及等には、利用が認められたケースの他にも⁴⁾、正当な理由が存する（なりすましを忍受すべき）ケースが含まれる。

1 偶然の一致

まず、考えられるのが、他人の氏名や属性等との偶然の一致である。自らの氏名等を普通に用い

られる方法で表示することは自由であり、商標権者であっても干渉は許されない（商標法 26 条 1 項 1 号）。ネット上で多用される氏名等のアルファベット表記、一部の伏せ字や同音異字まで含めれば、偶然の一致の可能性は更に高まる。そもそも、匿名が許されたネット社会では、架空の表示名を用い、偽りの属性を名乗ったとしても、何ら違法ではないのである。個人を一義的に特定する情報が公開されたのであれば別論、氏名や属性等の一致にすぎない場合、なりすましの意図を欠く偶然の一致は、十分に考えられよう。

従来の裁判例に、こうした偶然の一致が疑われるケースがあったわけではない。なりすましが問題となった裁判例は、本件に係る判決の他、管見の限り註記の26件を認めることができるが⁵⁾(ただし、④のなりすまし方法は認定されていない)、このうち、写真や運転免許証、履歴書、電話番号、メールアドレスといった個人を特定する私的情報の公開を伴うケース(①③⑤⑥⑦⑧⑬⑮⑰⑱⑲⑳㉑㉒)、所属団体名及び役職名で個人が特定されるケース(②⑩⑫⑬⑭⑮⑯㉒㉓㉔)については、偶然の一致を疑う余地はない。残り7件も、氏名や所属団体名、職業や居住地域等の属性、固有のエピソードの組み合わせにより個人を特定できるケースがほとんどで、氏名等だけでなりすましの有無が判断されたのは、㉑の1件にとどまる。

しかし、従来の裁判例のほとんどは、なりすまされた者に対する個人攻撃の意図が明らかなケースであり⁶⁾、多くは、この個人攻撃の過程で、個人を特定する情報が開示されている。アイデンティティ権の構想は、なりすましの事実のみで権利侵害を認定しうることを実践的意義として強調するが⁷⁾、個人を一義的に特定する情報の公開を伴わず、個人攻撃も存しないケースでは、氏名等の一致が偶然である可能性を否定できないこともあるのではあるまいか。この疑いが残る限り、個人情報である発信者情報の開示が認められるべきではないことは、プライバシー権保護の観点から当然といえよう。

2 表現の一手法

表現の一手法として、一人称の語りが用いられるケースも問題である。実在の人物・実際の事件に示唆をうけ、パロディ・風刺その他の表現として一人称が用いられることは、ネット上でも十

分に考えられる。例えば、政治家（芸能人）をもじった名前を使用し、本人の発言という形式で永田町（芸能社会）を風刺することは、新聞や雑誌等でおなじみの手法であるが、形式的にはネット上での同様の行為を⁸⁾、なりすましと区別することは不可能である⁹⁾。また、小説の分野で手記の形式は古くから存在するところ、実在の人物をモデルとすることが読者の目に明らかなネット上の手記は、アイデンティティ権が問題とするなりすましそのものであろう¹⁰⁾。

こうした表現において、モデル小説一般に要求される実在の人物に対する配慮を欠いてはならないのは当然である¹¹⁾。しかし、アイデンティティ権は、その定義次第では、実在の人物をモデルとした、ネット上の一人称表現一般を規制する法理となりかねない。憲法の保護はネット上の表現にも及ぶところ、アイデンティティ権には、表現の自由の制約を必要最小限にとどめるべく、慎重な定義づけ衡量 (definitional balancing) に基づく明確な定義が求められるというべきである¹²⁾。

本判決が、アイデンティティ権侵害が問題となる場面を、「なりすまされた者が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるほどに精神的苦痛を受けたような場合」に限定した上、権利侵害の判断が容易でなく、慎重な判断を要する旨を指摘した趣旨は、以上のように理解できよう。

三 従来の法理の可能性

以上の通り、アイデンティティ権は、なりすまし被害の本質を明らかにするものであるとしても、同被害解決の切り札になるとは限らない。表現の自由との均衡を図る上では、人格の具体的な顕れである氏名・肖像の使用に焦点を当て、具体的に人格的同一性が確保されるべき場面を限る、あるいは、表現の結果について名誉・名誉感情・プライバシーを侵害するものであるか否かに着眼するアプローチが、なお重要な意義を有するといえよう。この意味で、本件投稿につきXの社会的評価の低下を否定した判決の要旨1、肖像権の侵害を認めなかった判決の要旨2は、看過できない問題を孕んでいる。

まず、名誉毀損の判断について。前後の文脈は分からないものの、他人を「妄想ババア」と呼ぶことそれ自体が一般人の普通の注意と読み方からすれば品性を疑われる行為であって、投稿者の社

会的評価を低下させるように思われる。実際、報道によれば、本判決控訴審は、「問題の書き込みは男性が他人を侮辱していると誤解させるもの」との判断を示しているという¹³⁾。

次に、肖像権侵害について。判決は、肖像権を「みだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されない権利」に限定して理解するが、肖像は、氏名と共に「個人の人格の象徴」であり、「人格権の一内容を構成することからすれば、上掲最判平 18・1・20 が氏名について認めた「冒用されない権利」、上掲東京高判平 14・9・12 にいう「正当な理由なく」「第三者に使用されない権利」が認められてしかるべきであろう。

本判決は、問題の写真が、X 自ら不特定多数に対して公開したものであることを理由に権利侵害を否定するが、本件で、X は、自らの写真をフリー素材として公開したのではなく、無断使用を認めた証拠はない。X は公人ではなく、公共の利害に関わる使用でもない以上、肖像の冒用を受忍すべき事情も存しない¹⁴⁾。これは、まさに、肖像が「冒用」された事案、「正当な理由なく」第三者に使用された事案であり、肖像権の侵害は当然に認められるべきであった。

なお、以上は、アイデンティティ権不要論を唱えるものではない。現に、肖像権に係る上記の議論は、実質的には同権利についての議論そのものである。しかし、同権利がプライバシー権や表現の自由と抵触する可能性に鑑みれば、アイデンティティ権の理論的發展は、こうした具体的議論の積み重ねの中にこそ見出されるべきではなかろうか。

●——注

- 1) プロバイダ責任制限法実務研究会編『最新プロバイダ責任制限法判例集』（LABO、2016 年）97 頁以下、弁護士ドットコム掲載の解説（以下、「弁護士ドットコム解説」）（https://www.bengo4.com/internet/n_4799/（2017 年 6 月 1 日確認））等参照。
- 2) 前掲注 1）弁護士ドットコム解説参照。
- 3) 前掲注 1）弁護士ドットコム解説参照。
- 4) 例えば、ネット上には、フリー素材として公開されている肖像が存する。これらの写真は、モデルの名誉を毀損する使用等を禁じる利用規約に反しない限り、承諾なしの利用が可能であるところ、例えば、女子大生のアイコンとしてフリー素材の写真をプロフィールに用いることには、利用規約の範囲内で、「正当な理由」が認められることとなる。

- 5) ①東京地判平 28・2・8、②東京地判平 28・1・25、③東京地判平 27・12・22、④東京地判平 27・7・30、⑤東京地判平 27・7・9、⑥東京地判平 27・7・2、⑦東京地判平 27・5・25、⑧東京地判平 27・2・4、⑨東京地判平 26・11・17、⑩東京地判平 26・11・7、⑪東京地判平 26・7・15、⑫東京地判平 26・5・16、⑬東京地判平 26・3・18、⑭東京地判平 25・8・30、⑮東京地判平 25・6・19、⑯東京地判平 25・2・25、⑰東京地判平 24・11・16、⑱東京地判平 24・9・20、⑲東京地判平 24・6・21、⑳東京地判平 24・6・20、㉑東京地判平 24・6・14、㉒東京地判平 21・11・27、㉓東京地判平 21・10・22、㉔名古屋地判平 17・1・21 判時 1893 号 75 頁、㉕東京地判平 16・11・24 判タ 1205 号 265 頁、㉖東京地判平 15・11・28 金判 1183 号 51 頁（書誌情報の記載のないものは判例集未登載。⑨⑪⑫⑲⑳㉑はウェストロー・ジャパン収録、その他は LEX/DB 収録）。

6) 例外は、本件及び⑪㉑である。

7) 前掲注 1）弁護士ドットコム解説参照。

8) なお、風刺の対象は公人とは限らない。例えば学校の裏サイトで、生徒にとって権威の象徴である教員が風刺の対象となることは十分に考えられよう。

9) おそらく、作者は、このような掲示板に（ブログに）、政治家が（女性が／教師が）、自らを貶める投稿をするわけがない。匿名・偽名が許されるネット上では、一般人の目にも本人の投稿でないことは明らかだと反論するであろう。

実際、裁判例には、通常考え難い投稿内容についてなりすましを否定した判決が存する（②⑫⑯㉑）。一方、⑥は、こうした見方が一般的であるとまではいえないとの判断を示す。卑劣な投稿内容に鑑み、⑥事案の解決として発信者情報の開示は正当であった。しかし、⑥の投稿と風刺作品を分ける基準は、形式的には存しないのである。

10) 例えば、久間十義『聖マリア・らぶそでい』（河出文庫、1993 年）は、明らかにイエスの方舟事件を素材とし、千石剛賢に擬した池澤なるフリーライターの独白の形式で執筆されている。なお、同書においては、同事件に関連する実在の人物名が一字を同音異字に変え、そのまま用いられている。

11) 最判平 14・9・24 判タ 1106 号 72 頁等参照。

12) 芦部信喜『憲法〔第 5 版〕』（岩波書店、2011 年）183 頁、197 頁等参照。

13) NHK ニュースウェブ平成 28 年 10 月 8 日「“なりすまし”情報開示命じる」（ただし、現在、本記事は削除済みである）。

14) 撮影についての判断ではあるが、最判平 17・11・10 民集 59 巻 9 号 2428 頁の判旨参照。

摂南大学准教授 城内 明